

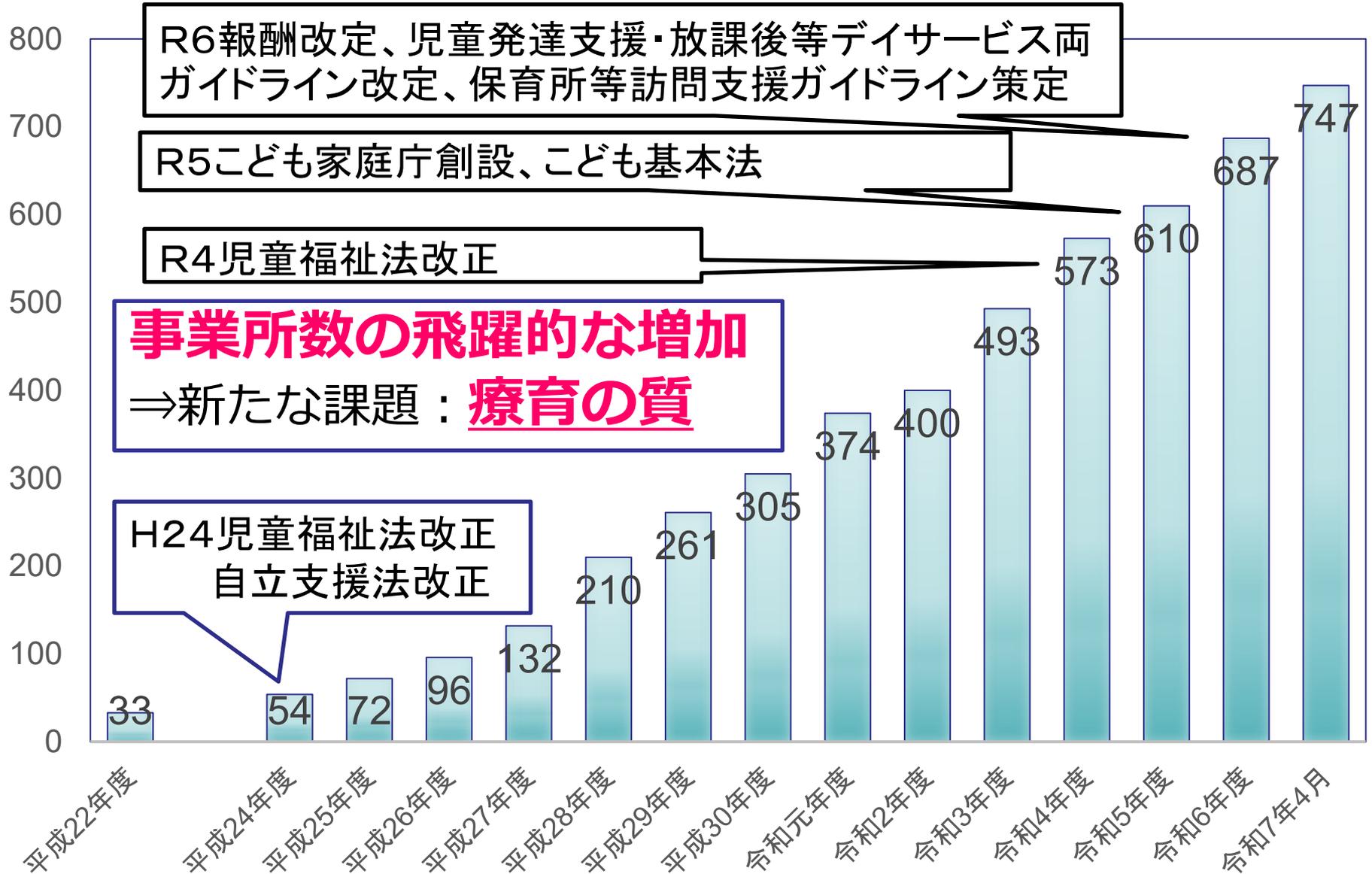
地域における療育について

～障害児通所支援に求められること～

熊本県こども総合療育センター
地域療育部 地域支援班



熊本県の障害児通所支援事業所数の推移



こども施策全体の基本理念〈こども基本法〉

- ◆ 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されない。
- ◆ 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられる。
- ◆ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できる。
- ◆ 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられる。
- ◆ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保される。
- ◆ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくる。

※その他参照

- ・育ちのビジョン:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」
- ・居場所指針:「こどもの居場所づくりに関する指針」
- ・こどもまんなか熊本・実現計画(基本方針編) 令和7年3月策定

令和5年12月22日閣議決定

障害児支援の基本理念

- ◆障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
- ◆合理的配慮の提供
- ◆家族支援の提供
- ◆地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進
- ◆事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

前ガイドラインから追加・強調されたもの

- こどもが**権利の主体**
- **ウェルビーイング**の実現（こども・家族）
- こども施策全体の理解と**連続性**
- **エンパワメント**を前提とした支援(こども・家族)
- **5領域**の視点を踏まえた総合的な支援
- 4つの**年齢区分**や**発達段階**に応じた支援(放デイ)
- **縦横連携**・具体的な連携先
- 支援が必要な**家庭**

「療育」から「発達支援」へ

➤ 対象、視点、概念の発展と拡大

⇒ 身体以外の障害や困難への支援を

⇒ 障害が確定していないこども達にも

⇒ 家族への育児支援・きょうだいを含む家族支援も

➤ 障害があっても育ちやすい、暮らしやすい

地域づくりも・・・👉より広い概念への発展

※今も「療育」表記は法律、制度の中に有

障害児通所支援の役割：発達支援

発達を支援する = 『**発達支援**』を行うことが求められている

5領域の視点を踏まえた**総合的**アセスメント

日常生活・社会生活を円滑に営めるよう**将来を見据えた**支援

インクルージョン (地域社会への参加・包摂)の**推進**

保育所等(他のこども施策)との並行利用・移行に向けた支援

地域支援・地域連携

本人支援

家族支援

移行支援

縦横連携

こども・家族の生活や育ちの支援にかかわる機関、障害福祉サービス提供事業所等同士の連携

親子関係・家庭生活の安定・充実
⇒成長・発達の**基盤**

一体的なものとして提供

障害児通所支援の役割

『発達支援』 ⇒⇒⇒

事業所等は、主に未就学の障害のあるこども又はその可能性のあるこども（学齢期の障害のあるこども）に対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（本人支援）を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援（家族支援）を行うことが求められる。

（後半へ）

障害児通所支援の役割（後半）

【児童発達支援】

…また、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、**可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援（移行支援）**を行うほか、こどもや家庭に関わる**関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援（地域支援・地域連携）**していくことも求められる。

【放課後等デイサービス】

…また、全てのこどもが共に成長できるよう、**学校、特別支援学校、専修学校等（以下「学校等」という。）と連携**を図りながら、小学生の年齢においては**放課後児童クラブ等との併行利用や移行**に向けた支援を行うとともに、**学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援（移行支援）**を行うことも求められる。

さらに、こどもや家庭に関わる**関係機関と連携**を図りながら、**こどもや家族を包括的に支援（地域支援・地域連携）**していくことも求められる。

障害児通所支援の役割：発達支援

👉 『子どもを家族が育てていくことを支える』

そのためにはまず・・・

お子さんを知る（知ろうとする）こと
お子さんを育てるご家族を知ろうとすること

苦手な
こと

強味

発達段階

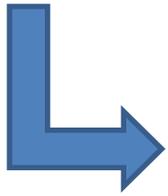
特性

好きな
こと

ご家族とともに、お子さんに必要なこと、
どんなことだったらできるかを考える

一人ひとりに合わせた療育

お子さんを知る



どんな環境設定？
どんな工夫？
どんな関わり？

予測されることから
どういう準備が必要か

どんな経験があると
どんな学びがあると
生きていく力になるかを考える

お子さんの生活全般、将来を見据えて
必要なこととは何か

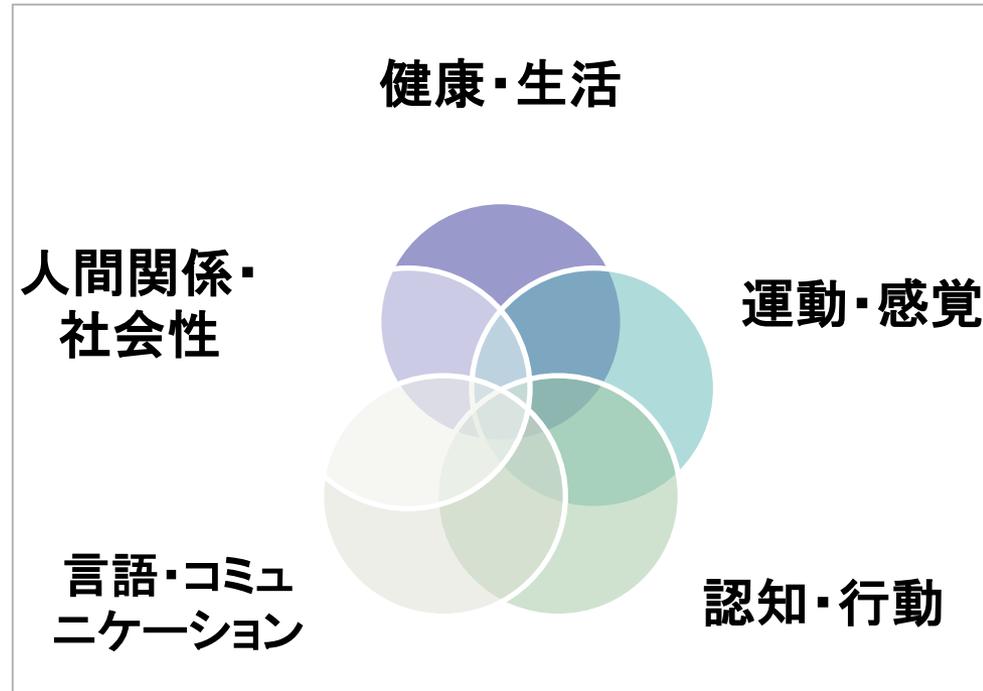
総合的な支援の提供

切れ目のない支援の提供

障害児通所支援の役割：総合的な支援

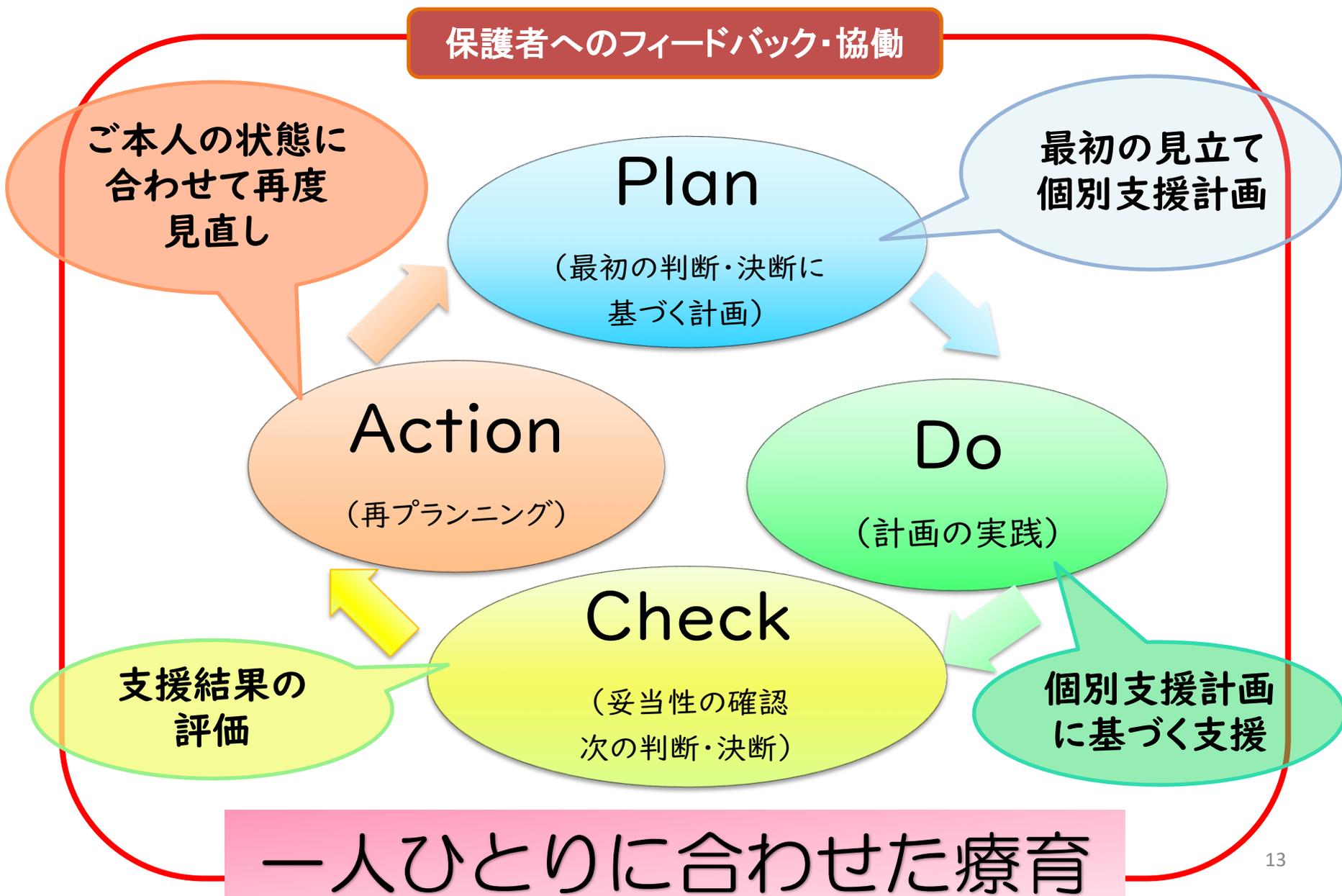
総合的な支援とは

- 本人支援の **5領域の視点**等を踏まえた **アセスメント**を行った上で、
- **生活や遊び**等の中で、
- **5領域の視点を網羅**した個々のこどもに応じた **オーダーメイドの支援**が行われるものである。
《関連ガイドラインより》



- ◆ 支援内容について、事業所の **個別支援計画**等において、**5領域とのつながりを明確化した上で提供**することを求める。
- ◆ 運営基準において、**5領域とのつながりを明確化**した事業所全体の支援内容を示す **プログラム（支援プログラム）の作成・公表**を求める。

PDCAサイクルに基づく支援計画作成と見直し



障害児通所支援の役割

発達を支援する = 『**発達支援**』を行うことが求められている

5領域の視点を
踏まえた**総合的**
アセスメント

日常生活・社会
生活を円滑に
営めるよう**将来**
を見据えた**支援**

地域支援・地域連携

本人支援

家族支援

移行支援

縦横連携

こども・家族の生
活や育ちの支援
にかかわる機関、
障害福祉サービ
ス提供事業所等
同士の連携

インクルージョン

(地域社会への参加・包
摂)の推進

保育所等(他のこども施
策)との並行利用・移行
に向けた支援

親子関係・家庭生活
の安定・充実
⇒成長・発達の基盤

一体的なものとして提供

移行支援

地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の考え方に立ち、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが**可能な限り地域の保育、教育などを享受**し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

- ◆ 支援の中に「移行」の視点👁️を念頭に・・・
- ・ 保育所・学校等への「移行」は支援者への**後方支援**。
- ・ 特にライフステージの「移行」時における支援は重要。
- ・ 丁寧なアセスメント・連携・支援・フォローアップ



通所支援事業所は、
圏域の支援者支援を担う**“専門機関（1次支援機関）”**である。

移行支援：保育所等訪問支援事業

児童福祉法 第6条の2の2第5項

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省に定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

理念・目的

1. 保護者の権利保障として提供される事業
2. 集団生活を営む施設を訪問し、障害のないこどもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行う
 - ⇒ 保育所等での環境や活動と、本人の特性との両方を適切にアセスメントすることが求められる

保護者と保育所等の信頼関係を築き、こどもが安心・安全に過ごせる環境になり、保育や教育の効果を最大限に引き出す

地域支援・地域連携

【縦】 こどもの**ライフステージ**に沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、**切れ目のない一貫した支援**を提供する体制の構築を図る必要がある。

【横】 **関係者間**のスムーズな連携

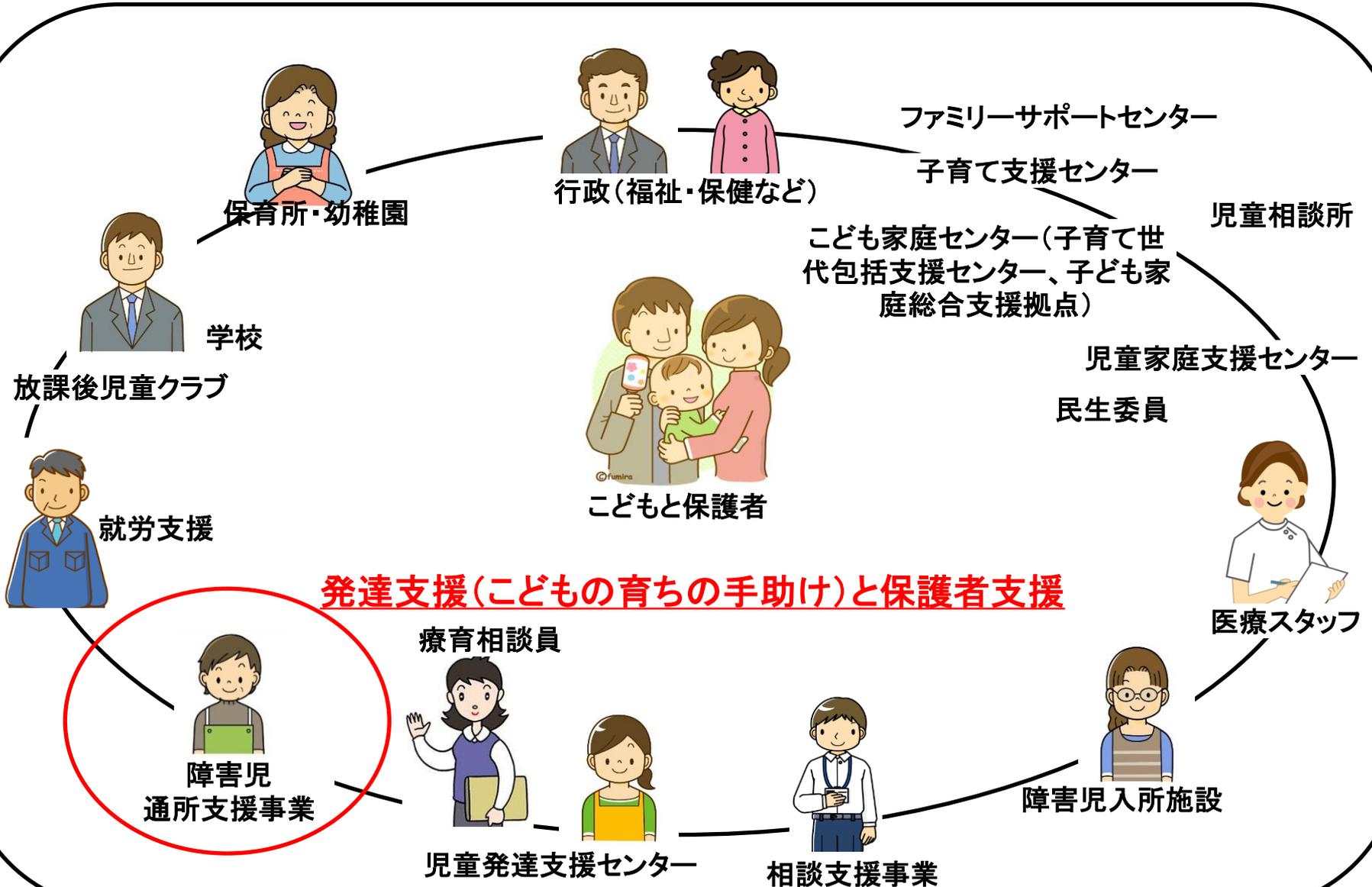
- ・ 子育て支援機関
- ・ 専門機関（医療機関、保健所、児童相談所等）
- ・ 地域の関係者 等

ケース会議、要保護児童対策地域協議会等など

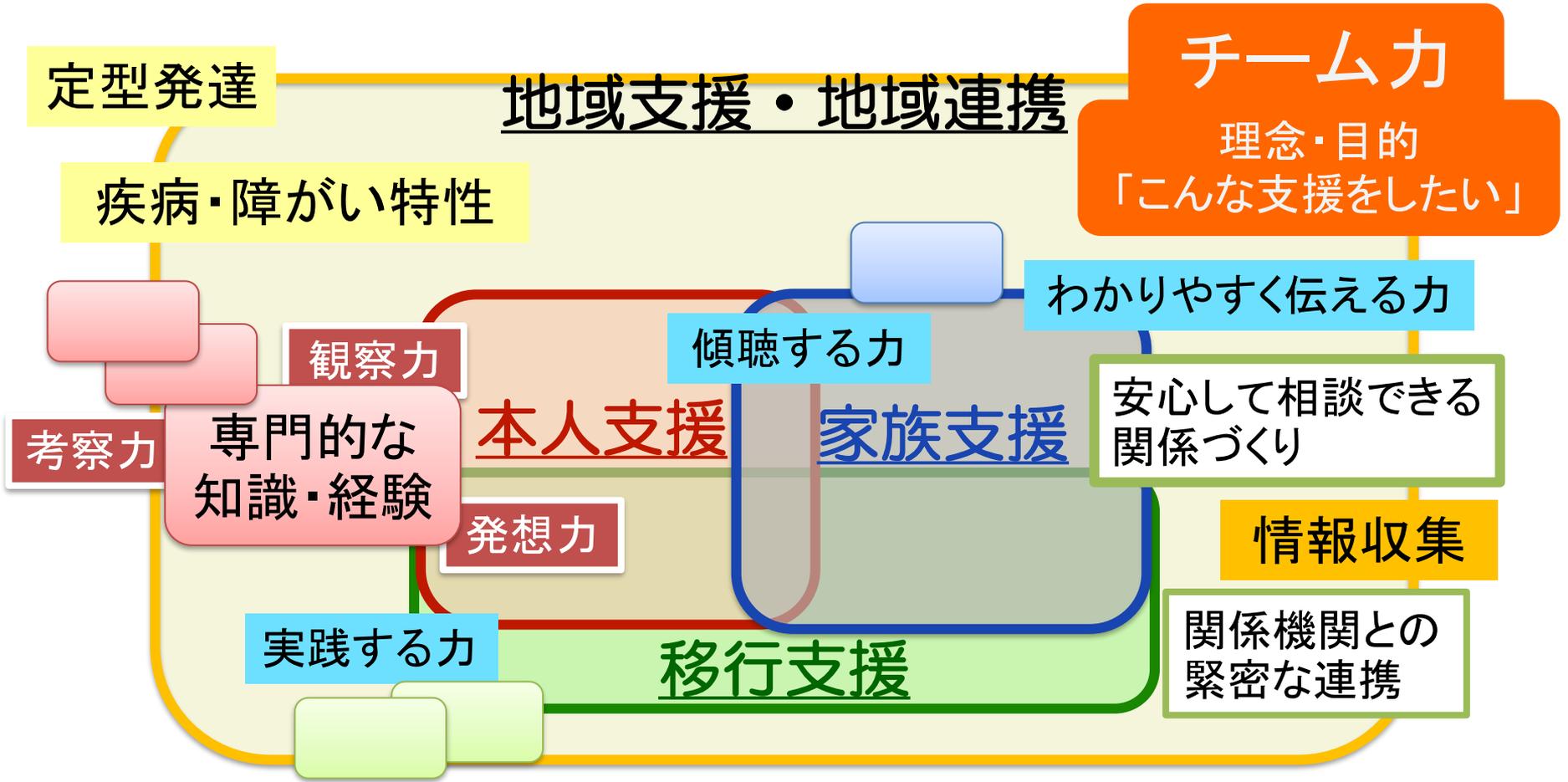
普段から地域全体の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築していくという視点が必要。

 行政・圏域の児童発達支援センター等との連携

こどもと保護者を支える多くの関係機関



障害児通所支援の役割：発達支援…その専門性とは？



障害児通所支援事業の**役割**をあらためて押さえ、**専門性**を高めていく努力を続けていくことが大切。

★**行政や地域の児童発達支援センター**等と連携し療育の質向上を。

- 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、こどもや家族をまんやかに、安心して支援が受けられる環境づくりにつながる
- 本研修を他のこども施策でも活用すること等により、インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台につながる

障害児支援における研修の在り方について

- 支援者共通の基本姿勢として、「障害のあるこどもとともに歩むための支援者の基本姿勢」を整理。整理に当たっては、こども・若者、子育て当事者の意見を反映。

① 尊重し合いながら、ともに生きる

② 想いに寄り添い、ともに支え合う

③ 支援をともにつくる

④ 安心できる場をともに育てる

⑤ とともに学び合い、ともに育ち合う

- 「こども施策の基本理念」及び「障害児支援の基本理念」を中心に据えた研修体系を構築。
- 支援者における重要な共通要素として、発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性を9領域で整理。

① 対人支援における倫理的姿勢

② 自己理解と省察

③ こどもの理解に基づく支援

④ 計画と評価に基づく支援の実践

⑤ 家族支援

⑥ 地域支援・地域連携

⑦ チームアプローチ

⑧ 虐待予防・対応

⑨ 相互理解・相互支援

- 障害児支援と子育て支援の両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「①障害児支援に従事する支援者として」、「②本人支援」、「③家族支援」、「④地域支援・地域連携」、「⑤(日々の支援や業務の根拠となる)制度理解」、「⑥組織マネジメント」の6つのカテゴリーで整理。
- それぞれの求められる役割等を踏まえ、3階層による段階的な研修体系を構築。また、各研修を受講することにより期待される人材像を整理。